

5 収支の状況

(単位：円)

区 分		27年度	26年度	増 減	
収入	事業収入	県からの委託料	475,932,056	463,548,104	12,383,952
					0
		小 計	475,932,056	463,548,104	12,383,952
	事業外収	基本財産運用益	752	750	2
		雑収入(受取利息)	4,021	4,156	△ 135
		県からの補助金	0	0	0
小 計		4,773	4,906	△ 133	
計		475,936,829	463,553,010	12,383,819	
支出	人 件 費	60,260,704	59,217,154	1,043,550	
	管理運営費	7,553,720	8,010,549	△ 456,829	
	事 業 費	408,122,405	396,325,307	11,797,098	
	計	475,936,829	463,553,010	12,383,819	
収 支 差 額		0	0		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
経費	・施設設備機器類の定期点検周期の延伸(運転実態を勘案し、支障の無い範囲内でメーカー指定周期から独自に周期変更)、修繕を可能な限り直営実施など経費の節減に努めている。
環境	・汚水、汚泥の適正な処理による放流水質等の保全本はもとより、設備の効率的操作、LED照明導入等による省エネ、TEASに基づくゴミの減量化等に取り組んでいる。 ・下水道の普及促進と環境への理解を深めるため、近隣の小学校へ出前説明会などを行った結果、見学者が増加した。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・施設ホームページや電話での意見受付
------------	--------------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
該当なし	

利用者からの積極的な評価
特になし

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月11日に「汚泥焼却灰のリンの状況について」と題した論文発表を鳥取県公衆衛生学会の場で行った。平成5年度から現在に至るまでの間に行った調査研究事項18項目に上記を加え19項目をホームページで公表している。 ・平成26年3月25日にTEASⅡの審査を受け、TEASⅡ(2011)の要求事項を満たしている旨の審査結果報告書が提出された。 ・県へ提案していた遠心濃縮設備の更新時の後継機の省エネルギー化について、現在工事中で、平成26年度末に移働予定。 ・普及啓発事業の「ぐるり水の探検」を7月26日(土)に開催し、昨年度の50名を上回る小学生他親子73名の参加を得て好評のうち終了した。(広報の強化を図った。)
--

<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、初夏から初秋の高水温期の汚泥腐敗によると思われる汚泥処理の効率低下(汚泥濃縮不良及びこれに伴う脱水汚泥の水分上昇)傾向が顕著となってきた。これに対応するための方策を模索中である。 ・汚泥焼却設備が休止となったことで現在脱水汚泥を貯留サイロ経由で場外搬出しているが、サイロ設備の内部機器の劣化が進行しており、修繕等の整備は行っているものの設置後12年(平成14年度末設置)が経過していること、また、この設備が1基のみの設置であり、将来的に故障時の汚泥処分対応が困難となることが予想される。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転管理業務について、特段のトラブルもなく適正に執行している。 ・処理水質についても適正な水準を保持している。 ・T E A S IIの登録、男女共同参画推進企業の認定に加え、家庭教育推進協力企業の認定を受け社会的責任の遂行に努めている。 ・H25.7.18付けの倉吉労働基準監督署の査察による有機溶剤使用に伴う作業環境測定、健康診断に係る是正勧告については、改善を行い、H26.8.30に是正報告書が監督署に受理された。 ・H24実施の県の包括外部監査で報告された事項（指摘事項3件、意見7件）については、改善措置を講じ、その措置状況を確認。またH25.5、6月の外部有識者による調査において措置されているとの評価。 ・H26.2.14に避難、通報、消火等の総合訓練を「天神川流域下水道非常時対策要綱」に基づいて実施。（毎年1回実施）
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	—	—
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	—	—
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐるり水の体験」や下水道コンクール等の小学生を対象にしたイベントや施設見学等の来場者への説明案内を通じ、下水道や環境問題への理解を深めた。特に、下水道コンクールの応募総数は1,132点に達するなど、域内の小学生への下水道に対する啓発に役立っている。
[収入支出の状況]	B	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の実施等による委託金額の低減や徹底した節電による省エネ化を図るなど、維持管理経費の縮減に努めた。
[職員の配置]	B	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務に必要な体制を確保し、適正な職員配置となっている。
総 括	B	<ul style="list-style-type: none"> ・委託した管理運営業務については、施設の運転管理業務を始めとして協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。